

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年11月22日（令和3年（行情）諮問第511号）

答申日：令和6年6月14日（令和6年度（行情）答申第156号）

事件名：マスク等が新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという科学的根拠のある論文の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月13日付け厚生労働省発健0813第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

私は科学的根拠のある論文を請求したのですから、科学的根拠のある論文での回答をお願いします。それ以外のものは何も求めていません。厚労省の回答は、これが厚労省の最大の資料だと言って提示してきた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針という資料でした。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を最大の資料だとするのは厚労省の自由ですが、私が今回の開示請求で申請したこととは一切関係がありません。わがままを言っているのではなくて、ちゃんと申請書類にも科学的根拠のある論文と書いて最初からお願いをしています。

（略）誠意がまだ残されているのでしたら、科学的根拠のある論文を探して提示していただきたい。論文が存在しないのなら、ないという回答でお願いし

ます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年6月11日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が令和3年8月13日付け厚生労働省発健0813第1号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月19日（同月23日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める文書として、新たに対象文書（本件対象文書2）を特定した上で、その全部を開示することが妥当である。

3 理由

(1) 原処分における対象文書の特定について

ア 政府における新型コロナウイルス感染症対策については、内閣官房に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部を始めとして、厚生労働省等関係行政機関が、新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会、新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会等における専門的・技術的検討を踏まえ、その対応に当たっている。

イ 処分庁は、対象行政文書として「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（本件対象文書1）を特定し、その全部を開示しているところ、これは、政府における新型コロナウイルス感染症への対応について、その裏付けとなる知見も踏まえて、取りまとめた文書である。

(2) 審査請求を受けての対象文書の特定について

ア 本件審査請求を受けて、審査請求書における審査請求人の主張も踏まえて、改めて、厚生労働省が保有する行政文書のうち、開示請求の趣旨に合致する行政文書を確認したところ、本件対象文書1のほかに、以下の行政文書（本件対象文書2）を保有していることが確認されたため、新たに追加して特定し、その全部を開示することとする。

(ア) Transmission of SARS-CoV-2: implications for infection prevention precautions

(イ) Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2

(ウ) アメリカ疾病予防管理センター（CDC）ホームページ

イ これらの行政文書は、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保の効果等について論じた論文であり、本件開示請求の対象文書として特定すべきものと判断される。

なお、諮問庁で確認した結果、審査請求人が開示請求書の請求する行政

文書の名称等欄に記載した新型コロナウイルス感染症対策の各施策について、上記ア（ア）ないし（ウ）のほかに、厚生労働省において、本件開示請求の対象となる行政文書は保有していない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求理由」の中で、「開示された文書は、開示請求人の求める科学的根拠のある論文での回答ではない」と主張するが、対象文書の特定については、上記3で述べたとおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、上記3（2）アに掲げる行政文書（本件対象文書2）を新たに特定し、その全部を開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年11月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和5年1月19日 審議
- ④ 令和6年6月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書2を新たに特定し、その全部を開示することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件開示請求に対し、諮問庁が追加して特定としている本件対象文書2のうち、別紙の3（1）及び（2）に掲げる文書について、当審査会において確認したところ、これらの行政文書は、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保の効果等について論じた論文であり、本件開示請求の対象として特定すべき文書と認められる。

（2）本件対象文書2のうち、別紙の3（3）に掲げる文書について、諮問庁は、上記第3の3（2）ア（ウ）のとおり、「アメリカ疾病予防管理センター（CDC）ホームページ」（以下「CDCホームページ」という。）を追加して特定すると説明するが、具体的な論文が特定されていないことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、厚生労働省において、CDCホームページに掲載されていた別紙の4に掲げる文書を取得して保有し、本件請求文書に係る業務の参考としていた旨説明する。

当審査会において別紙の4に掲げる文書を確認したところ、当該文書はマスク着用の効果等について論じた論文であり、本件開示請求の対象とし

て特定すべき文書と認められる。

- (3) 諮問庁は、本件対象文書及び別紙の4に掲げる文書の外に、厚生労働省において、本件開示請求の対象となる行政文書は保有していない旨説明する。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁において、新型コロナウイルス感染症対策を行っている担当部局の所掌は、「保健所等を通じた地域保健の向上、エボラ出血熱、エイズ、結核などの感染症や糖尿病、がんなどの生活習慣病の対策を講ずるとともに、適正な臓器移植の推進を図り、国民一人一人の健康の向上に取り組むこと」とされている。

このため、業務上参考とする論文を取得・保有することがあり得るところ、上記(2)のとおり、厚生労働省において、CDCホームページに掲載されていた論文のうち、少なくとも別紙の4に掲げる論文を取得して保有し、本件請求文書に係る業務の参考としていた事情が認められる。

当審査会事務局職員をして確認させたところ、CDCホームページには多数の論文が掲載されていることからすると、厚生労働省において、別紙の4に掲げる論文の外にも、CDCホームページに掲載された論文を取得して保有し、本件請求文書に係る業務の参考としていた可能性があると認められる。

- (4) 以上によれば、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、少なくとも別紙の4に掲げる文書を保有していると認められることから、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

また、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、厚生労働省において、別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

マスク, 消毒, 検温, アクリル板, フェイスガード, ソーシャルディスタンス, オンライン授業, テレワーク, 新しい生活様式, 3つの密(密閉・密集・密接)の回避, 路上飲みの禁止, 営業時間短縮, 緊急事態宣言, まん延防止重点措置, 新型コロナワクチン, アベノマスクが新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという科学的根拠のある論文。

2 本件対象文書1

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

3 諮問庁が新たに特定すべきとした文書(本件対象文書2)

(1) Transmission of SARS-CoV-2: implications for infection prevention precautions

(2) Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2

(3) アメリカ疾病予防管理センター(CDC) ホームページ

4 追加して特定すべき文書

Maximizing Fit for Cloth and Medical Procedure Masks to Improve Performance and Reduce SARS-CoV-2 Transmission and Exposure, 2021